

IBM Watson Content Hub

ご利用条件(以下「ToU」といいます。)は、本「IBM ご利用条件 – SaaS 特定オフリング条件」(以下「SaaS 特定オフリング条件」といいます。)、および以下の Web サイトでご覧いただける「IBM ご利用条件 – 一般条件」(以下「一般条件」といいます。)で構成されています (URL:<http://www.ibm.com/software/sla/sladb.nsf/sla/tou-gen-terms/>)。

「SaaS 特定オフリング条件」と「一般条件」の規定に矛盾がある場合、「SaaS 特定オフリング条件」が優先して適用されるものとします。「IBM SaaS」の注文、そのアクセスまたは利用により、お客様は「ToU」に同意したものとみなされます。

「ToU」には、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスペリエンスのご契約条件」、または「IBM SaaS 特定オフリングのご契約条件」のうち該当する契約条件(以下「本契約」といいます。)が適用され、これらと「ToU」を合わせて完全な合意として成立します。

1. IBM SaaS

以下の「IBM SaaS」オフリングに、これらの「SaaS 特定オフリング条件」が適用されます。

- IBM Watson Content Hub – Base
- IBM Watson Content Hub – Base – Asset Storage Pay Per Use
- IBM Watson Content Hub – Base – Data Transfer Pay Per Use
- IBM Watson Content Hub – Base – Additional Asset Storage
- IBM Watson Content Hub – Base – Additional Data Transfer
- IBM Watson Content Hub – Standard
- IBM Watson Content Hub – Standard – Asset Storage Pay Per Use
- IBM Watson Content Hub – Standard – Data Transfer Pay Per Use
- IBM Watson Content Hub – Standard – Additional Asset Storage
- IBM Watson Content Hub – Standard – Additional Data Transfer
- IBM Watson Content Hub – Plus
- IBM Watson Content Hub – Plus – Asset Storage Pay Per Use
- IBM Watson Content Hub – Plus – Data Transfer Pay Per Use
- IBM Watson Content Hub – Plus SLA
- IBM Watson Content Hub – Plus – Additional Asset Storage
- IBM Watson Content Hub – Plus – Additional Data Transfer

2. 課金単位

「IBM SaaS」は、「取引文書」で規定された以下の課金単位のいずれかに従って販売されます。

- a. 「**インスタンス**」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「インスタンス」とは、「IBM SaaS」の特定の構成へのアクセスを意味します。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中にアクセスおよび利用することが可能な「IBM SaaS」の「インスタンス」ごとに十分な使用許諾を取得しなければならないものとします。
- b. 「**ギガバイト**」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「ギガバイト」とは、2 の 30 乗バイトのデータとして定義されます (1,073,741,824 バイト)。お客様は、お客様の「証書」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」が処理する「ギガバイト」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得しなければならないものとします。

3. 料金および課金

「IBM SaaS」に対する料金は、「取引文書」に記載されます。

3.1 1 か月に満たない期間の料金

「取引文書」に記載された 1 か月に満たない期間の料金は、按分にて算定される場合があります。

3.2 従量課金制

課金期間中のお客様の「IBM SaaS」サブスクリプションに含まれた「アセット・ストレージ」および「データ転送」割り当ての実際の利用が、使用許諾に定める限度を超える場合には、お客様は、「取引文書」に規定された料金で、従量課金制によりその超過分について請求されます。

4. 期間および更新オプション

「IBM SaaS」の期間は、「PoE」に記述されるとおり、「IBM SaaS」へのお客様のアクセスについて、IBM がお客様に通知した日に開始します。「PoE」には、「IBM SaaS」が自動的に更新されるか、継続利用ベースで続行されるか、期間満了時に終了するかが記載されます。

自動更新の場合には、お客様が期間満了日の少なくとも 90 日前までに書面により更新しないことを通知する場合を除き、「IBM SaaS」は、「PoE」に定める期間につき自動更新されます。

継続利用の場合は、「IBM SaaS」は、お客様が 90 日前までに書面により終了を通知するまで、月単位で継続利用することができます。「IBM SaaS」は、かかる 90 日の期間後の暦月末日まで引き続き利用することができます。

5. テクニカル・サポート

「IBM SaaS」のテクニカル・サポートは、電話、オンライン・フォーラム、およびオンライン問題報告システムを介して提供されます。IBM は、テクニカル・サポートの連絡先情報ならびにその他情報およびプロセスを規定する IBM Software as a Service Support Handbook を提供します。テクニカル・サポートは「IBM SaaS」と共に提供されるものであり、別個のオフアリングとして提供されるものではありません。

6. 「IBM SaaS」オフアリングの追加条件

6.1 共通事項

お客様は、IBM が広報活動またはマーケティングのコミュニケーションにおいて、お客様を「IBM SaaS」の利用者として公に言及できることに同意します。

6.2 Cookie

お客様は、IBM が「IBM SaaS」の通常の運用およびサポートの一環として、トラッキングおよびその他の技術により、「IBM SaaS」の利用に関連してお客様(お客様の従業員および従契約者)から個人情報を収集することがあることを認識し、これに同意するものとします。IBM によるこのような情報収集は、ユーザー・エクスペリエンスの向上またはお客様との対話の調整を目的とし、「IBM SaaS」の有効性について使用統計および情報を収集するために行うものです。お客様は、IBM およびその他の IBM グループ会社が、営業活動を行ういずれの地域においても、適用法に従い、IBM、その他の IBM グループ会社およびそれぞれの従契約者が収集した個人情報を上記の目的のために処理することができるよう、お客様が同意を取得すること、または取得済みであることを確認するものとします。IBM は、収集した個人情報へのアクセス、更新、修正または削除について、お客様の従業員および従契約者からの要求に従うものとします。

6.3 Derived Benefit Locations

該当する場合、お客様が「IBM SaaS」に関する利益を享受しているとお客様が特定する所在地の税金が適用されます。IBM は、お客様が IBM に追加情報を提供する場合を除き、「IBM SaaS」の注文時に主要な Benefit Location として記載した事業所住所に基づいて税金を適用します。お客様は、当該情報を最新状態に保ち、変更があった場合には IBM に通知する責任を負うものとします。

6.4 データの利用

IBM は、(a) お客様による IBM Watson Content Hub の利用に関する総計のデータおよび要約のデータ(個人情報を除きます。)を蓄積し、さらに、(b) この蓄積および分析から生じる報告書、研究論文、分析、およびその他の作業成果物(以下、総称して「蓄積データ」といいます。)を作成することができるものとします。IBM は、「蓄積データ」に対するすべての権利を保持するものとします。

お客様のデータおよびコンテンツを、非実稼働環境における内部調査、テスト、および開発の目的で IBM が使用できるものとします。ただし、IBM がまず、お客様の身元を含むデータ・フィールドを削除することを条件とします。またお客様は、「テクニカル・サポート」に連絡を取り、自己のデータまたはコンテンツにかかる非実稼働の目的で使用しないことを選択することができます。

別紙 A

1. IBM SaaS の概要

IBM Watson Content Hub はクラウドベースのコンテンツ管理ソリューションで、これにより基幹業務ユーザーは、Web コンテンツ、および画像、文書、映像などの関連アセットを保存および管理できるようになります。このソリューションは、お客様が自身の設備にアクセスできるようにする API を豊富にそろえたセットのほか、コンテンツおよびアセットを管理するための、タブレット対応のビジネス・ユーザー向けインターフェースを提供します。

1.1 IBM Watson Content Hub – Base

本「IBM SaaS」オファリングでは、お客様は、下記のアセット・ストレージおよびデータ転送の割り当てに従って、最大 10,000 のコンテンツ品目を保存することができます。

- アセット・ストレージ – 10GB
- データ転送 – 100GB

「アセット・ストレージ」は、「IBM SaaS」内で管理されるすべてのコンテンツおよびアセットのために必要な合計ストレージ (GB 単位) と定義します。

「データ転送」は、「IBM SaaS」からのコンテンツまたはアセットのパブリッシュを要求するアプリケーションで消費される、データ転送合計容量 (GB 単位) と定義します。

1.1.1 IBM Watson Content Hub – Base – Asset Storage Pay Per Use

本サービスは、お客様が使用許諾された「追加アセット・ストレージ」の容量を超過した場合に、従量課金制に基づき 10GB 単位で追加の「アセット・ストレージ」容量を提供します。

1.1.2 IBM Watson Content Hub – Base – Data Transfer Pay Per Use

本サービスは、お客様が使用許諾された「追加データ転送」の容量を超過した場合に、従量課金制に基づき 100GB 単位で追加の「データ転送」容量を提供します。

1.2 IBM Watson Content Hub – Base のオプション/追加オファリング

1.2.1 IBM Watson Content Hub – Base – Additional Asset Storage

このオプションのオファリングは、IBM Watson Content Hub – Base のサブスクリプションに含まれたお客様の「アセット・ストレージ」の割り当ての超過分を、10GB 単位で追加します。

1.2.2 IBM Watson Content Hub – Base – Additional Data Transfer

このオプションのオファリングは、IBM Watson Content Hub – Base のサブスクリプションに含まれたお客様の「データ転送」の割り当ての超過分を、100GB 単位で追加します。

1.3 IBM Watson Content Hub – Standard

本「IBM SaaS」オファリングでは、お客様は、下記のアセット・ストレージおよびデータ転送の割り当てに従って、最大 100,000 のコンテンツ品目を保存することができます。

- アセット・ストレージ – 25GB
- データ転送 – 250GB

1.3.1 IBM Watson Content Hub – Standard – Asset Storage Pay Per Use

本サービスは、お客様が使用許諾された「追加アセット・ストレージ」の容量を超過した場合に、従量課金制に基づき 10GB 単位で追加の「アセット・ストレージ」容量を提供します。

1.3.2 IBM Watson Content Hub – Standard – Data Transfer Pay Per Use

本サービスは、お客様が使用許諾された「追加データ転送」の容量を超過した場合に、従量課金制に基づき 100GB 単位で追加の「データ転送」容量を提供します。

1.4 IBM Watson Content Hub – Standard のオプション/追加オファリング

1.4.1 IBM Watson Content Hub – Standard – Additional Asset Storage

このオプションのオファリングは、IBM Watson Content Hub – Standard のサブスクリプションに含まれたお客様の「アセット・ストレージ」の割り当ての超過分を、10GB 単位で追加します。

1.4.2 IBM Watson Content Hub – Standard – Additional Data Transfer

このオプションのオファリングは、IBM Watson Content Hub – Standard のサブスクリプションに含まれたお客様の「データ転送」の割り当ての超過分を、100GB 単位で追加します。

1.5 IBM Watson Content Hub – Plus

本「IBM SaaS」オファリングは、下記のアセット・ストレージおよびデータ転送の割り当てをお客様に提供します。

- アセット・ストレージ – 50GB
- データ転送 – 500GB

1.5.1 IBM Watson Content Hub – Plus – Asset Storage Pay Per Use

本サービスは、お客様が使用許諾された「追加アセット・ストレージ」の容量を超過した場合に、従量課金制に基づき 10GB 単位で追加の「アセット・ストレージ」容量を提供します。

1.5.2 IBM Watson Content Hub – Plus – Data Transfer Pay Per Use

本サービスは、お客様が使用許諾された「追加データ転送」の容量を超過した場合に、従量課金制に基づき 100GB 単位で追加の「データ転送」容量を提供します。

1.6 IBM Watson Content Hub – Plus のオプション/追加オファリング

1.6.1 IBM Watson Content Hub – Plus – Additional Asset Storage

このオプションのオファリングは、IBM Watson Content Hub – Plus のサブスクリプションに含まれたお客様の「アセット・ストレージ」の割り当ての超過分を、10GB 単位で追加します。

1.6.2 IBM Watson Content Hub – Plus – Additional Data Transfer

このオプションのオファリングは、IBM Watson Content Hub – Plus のサブスクリプションに含まれたお客様の「データ転送」の割り当ての超過分を、1 か月あたり 100GB 単位で追加します。

2. 個人情報および規制対象コンテンツ

本「IBM SaaS」は、個人情報またはセンシティブ個人情報などの規制対象コンテンツに関する特定のセキュリティ要件に則して設計されているものではありません。お客様は、お客様が「IBM SaaS」に関連して使用するコンテンツのタイプについて、本「IBM SaaS」がお客様のニーズを満たすものかどうか判断する責任を負います。

別紙 B

IBM は、「PoE」に記載するとおり、「IBM SaaS」に関して、以下の可用性のサービス・レベル・アグリーメント (以下「SLA」といいます。) を提供します。「SLA」は保証ではありません。「SLA」はお客様にのみ提供され、実稼働環境における使用に対してのみ適用されます。

1. 可用性クレジット

お客様は、「IBM SaaS」の可用性に影響を及ぼした事象について最初に知り得たときから 24 時間以内に、IBM テクニカル・サポート・ヘルプデスクに対して「重要度 1」のサポート・チケットを記録するものとします。お客様は、あらゆる問題診断および解決に関して IBM を合理的な範囲で支援するものとします。

「SLA」の未達を申告するサポート・チケットは、契約月の末日から 3 営業日以内に提出するものとします。。有効な「SLA」の申告に対する補償は、「IBM SaaS」のオーサリング・システムおよび送信システムの処理が利用できない時間 (以下「ダウンタイム」といいます。) に基づいた「IBM SaaS」の将来の請求に対するクレジットになります。

「ダウンタイム」は、お客様が当該事象を報告した時点から「IBM SaaS」が復元される時点までの間で計測され、次のものに関連する時間は含まれません。保守のための計画停止または発表された停止、IBM の支配の及ばない原因、お客様または第三者のコンテンツもしくはテクノロジーの問題または設計もしくは指示、サポート対象外のシステム構成およびプラットフォームまたはその他お客様による誤り、またはお客様に起因するセキュリティーに関する事故もしくはお客様によるセキュリティー・テスト。IBM は、下表のとおり、各契約月における「IBM SaaS」の累積的な可用性に基づき、適用しうる最大の補償を適用します。各契約月の補償の合計額は、「IBM SaaS」に対する年額料金の 12 分の 1 の 10% を超えないものとします。

2. サービス・レベル

「契約月」における「IBM SaaS」の可用性

「契約月」における可用性	補償 (申告の対象である「契約月」における 「月額サブスクリプション料金」* の割合)
< 99.9%	2%
< 99%	5%
< 98%	10%

* 「IBM SaaS」が IBM ビジネス・パートナーから取得されたものである場合、月額サブスクリプション料金は、申告の対象である「契約月」に対して有効な「IBM SaaS」のその時点での最新の表示価格に基づいて計算され、それを 50% 割引した額となります。IBM は、直接お客様に払い戻します。

「可用性」は、以下のとおり算出されます。契約月における分単位の総時間数から、契約月における「ダウンタイム」の分単位の総時間数を差し引き、それを契約月における分単位の総時間数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。

例: 「契約月」における「ダウンタイム」が 60 分である場合

30 日の「契約月」における合計 43,200 分	
- 「ダウンタイム」 60 分	
= 43,140 分	
<hr/>	
合計 43,200 分	= 「契約月」における 99.8% の可用性につき 2% の「可用性クレジット」